



休館日 月曜日（祝日の場合は開館）
〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5
☎ 570-0707 FAX 570-6422 ✉ s706000@city.hamura.tokyo.jp
http://www.hamura-tokyo.jp/

■ ホール ■

～ゆとろぎビデオシアター～名曲とともに「星との語らい」

星の貴重な映像と美しい音楽が重なり合います。

日時 2月29日(金)午後7時～8時30分（午後6時30分開場）

会場 小ホール

定員 250人（先着順）

入場料 無料

※直接会場へお越しください。

※未就学児の入場はできません。

一時保育利用料 700円（おやつ代込み）

音楽 ホルスト「組曲・惑星」から（演奏：新日本フィルハーモニー交響楽団、指揮・解説：大友直人）

映像協力 NASA（米国航空宇宙局）ほか



■ 工房 ■

パソコン講座 Word 応用

Word 中級講座を受講した方、または同等レベルの知識・技能を有する方が対象です。

少し凝った資料を作る実践講座です。

日時 3月の毎週金曜日（全4回）午前10時～正午

会場 講座室2

定員 15人（申込多数の場合は抽選）

参加費 1,500円（全4回分）

一時保育利用料 1回500円（おやつ代込み）

申込み 2月15日(金)までに、往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号・一時保育利用の有無を記入し、郵送または直接ゆとろぎへ

■ アcademia ■

劇的・セルフプロデュース講座

～「自分を変えたい!」と思っている人へ～

演劇的手法で自己表現の技術を向上させませんか。仲間と一緒にアイデンティティ（自己）を探求する講座です。

日時 3月8日・15日・22日・29日（いずれも土曜日・全4回）午前10時～正午

会場 音楽練習室2

対象 中学生～30歳くらいの方

定員 10人（先着順）

参加費 2,000円（全4回分）

一時保育利用料 1回700円（おやつ代込み）

講師 塩田真紀子さん（生涯学習1級インストラクター・劇好チャンネル主宰）

申込み 2月2日(土)午前9時から26日(火)午後5時までに、電話または直接ゆとろぎへ



動物公園 イベント情報

※別途入園料が必要です。

※イベントはすべて開園日のものです。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

動物クイズラリー in Hamura Zoo

動物に関するクイズを解きながら、園内を散策しませんか。新しい発見が待っています。

全問正解した方には、プレゼントを差し上げます。

日時 2月9日(土)～11日(月)午前11時～午後3時

※11日(月)は、祝日のため開園します。

参加費 子ども50円、大人100円

かわいい動物レース!

ハツカネズミのレースです。一番早かったネズミを応援した方に、プレゼントを差し上げます。

日時 2月24日(日)

1部：午前11時～、2部：午後1時30分～

会場 芝生ひろば

落ち葉プール

期間 3月23日(日)まで

みんなで一緒に。ちよこつとサイズのたしかな安心。

ちよこつと共済

東京都市町村民 交通災害共済



「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった時に見舞金を受けられる助け合いの制度です。

平成20年度の予約受付を開始します。この機会に、ぜひ加入してください。

■**予約受付期間** 2月1日(金)～3月31日(月) (4月1日以降の途中加入もできません)

■**共済期間** 平成20年4月1日(火)～平成21年3月31日(火)

■**加入資格**

(1) 市内在住で羽村市に住民登録・外国人登録をしている方
(2) (1)の方と生計を同じくする方で、就学のために都内の市町村以外に住んでいる方

■**会費**

○Aコース 10000円(見舞金最高額300万円)

○Bコース 5000円(見舞金最高額150万円)

■**申込書など** パンフレットと申込書は、広報はむら2月1日号と一緒に各家庭に配付します。

※申込窓口にもパンフレットと申込書を用意しています。

※パンフレットと申込書は、ちよこつと共済資料請求(☎03-3553-6000(土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後5時))、またはちよこつと共済東京都市町村民

交通災害共済ホームページから請求することもできます。

■**申込窓口** 市役所内西多摩農協派出所、市役所各連絡所、西多摩農協(本・支店)、市内各金融機関

平成20年4月1日現在、市内在住の小・中学生(国・私立を含む)の方は、市で一括してBコースに加入しています。

Aコースに変更を希望する方は、新たにBコースの加入手続きをすることで、Aコースに変更することができます。

平成19年度から、70歳以上の方、身体・知的障害のある方、生活保護を受けている方は、各自で加入手続きが必要となりました。

加入を希望する場合は加入手続きをしてください。

次の要件にすべてあてはまる方は、会費の助成を受けることができますので、申請してください。

○世帯全員が市民税非課税である方

○生活保護を受けていない方

○東京都市町村総合事務組合が運営する平成20年度東京都市町村民交通災害共済に加入し、会費を支払った方

○その他、次の①から③のいずれかに該当する方

①世帯全員が65歳以上である方

②身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方

③東京都愛の手帳の交付を受けている方

助成額 1口5000円
手続きに必要なもの 交通災害共済の会費を支払ったことを証明する書類・印鑑

※助成金振込先となる本人名義の銀行口座(ゆうちょ銀行を除く)の口座番号を控えてお越しください。

申請先 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係、市役所各連絡所

※助成対象に該当するかどうかの電話での問合せは受けられません。

■**問合せ**

○ちよこつと共済の加入・制度について…生活安全課交通・防犯係

○会費の助成について…高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係

平成 22 年 4 月 1 日から すべての住宅で住宅用火災警報器の設置が 義務となります

東京都火災予防条例が改正され、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務となります。

設置が必要な場所は、すべての居室、台所、階段です。

※新築・改築する住宅は、平成 16 年 10 月 1 日から、すでに設置が義務付けられています。

▶住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知し、警報音・音声で知らせてくれます

○煙式感知器

火災による煙を感知します。

ピー・ピー、ピー・ピー



○熱式感知器

火災による熱を感知します。

火事です！火事です！



▶住宅用火災警報器が作動して、火災の初期段階で消し止めた事例

- ①寝たばこで火災が発生したが、警報器が煙を感知して警報音が鳴ったため、本人が目を覚まし、布団に水をかけて消火することができた。
- ②天ぷら油を加熱したままその場を離れてしまい油から火が上がったが、警報音が鳴ったため、居住者が初期消火と 119 番通報を行い、被害を最小限に防ぐことができた。

▶部屋に合わせて設置しましょう

煙式感知器は、煙を感知するため、居室や階段への設置に適しています。



熱式感知器は、熱を感知するため、台所への設置に適しています。

○電池式の住宅用火災警報器は、自分で取り付けることができます（電池の点検が必要です）。

○販売店など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 福生消防署 ☎ 552-0119、生活安全課防災係

消費生活講座

**「気になる食品添加物」
～発色剤～**

ハム、ソーセージなどに発色剤として使われている食品添加物。使用量はどれくらいなのかなど、簡単な実験を通して自分の目で確かめ、発色剤について学びます。

発色剤と同じ成分は、野菜にも含まれています。野菜についても調べ、安全に食べる工夫を考えてみませんか。

日時 2月13日(水)午後2時～4時30分
会場 消費生活センター2階調理実験室
定員 24人(先着順)
参加費 無料
講師 福岡ひとみさん(コンシューマー技術教育研究会会員)
共催 西多摩地域消費者行政事務連絡会・東京都多摩消費生活センター
申込み・問合せ 電話で消費生活センターへ
☎ 555-1111

第28回羽村市消費者の日

**－映画上映－
アカデミー賞受賞作品
「不都合な真実」**



ノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア前アメリカ副大統領の活動を描いたドキュメンタリー映画です。

この映画を見ることから、地球のためにあなたができる最初の一步を踏み出しませんか。

日時 2月16日(土)午後1時30分～(午後1時開場)
会場 ゆとろぎ大ホール
定員 850人(先着順)
入場料 無料
 ※直接会場へお越しください。
 ※一時保育あり(対象:1歳半～未就学のお子さん、定員:15人(先着順)、申込み:2月8日(金)までに、電話で消費生活センターへ)。
主催 第28回羽村市消費者の日実行委員会
問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

Q教えて!

借りていたアパートから3か月前に引越しました。家賃2か月分の敷金が返金されないのので不動産業者に連絡したところ、ルームクリーニング代や畳替え代、壁のクロス張替え代などに敷金以上の費用がかかり、返金できる敷金はないという返事でした。契約書を確認してみると、特約で畳替え代やクロスの張替え代は借主負担と書かれていました。気を付けて部屋をきれいに使っていたので、納得できません。どうすればよいのでしょうか。

Aお答えします

「明渡しの際に原状回復しなければならない」と契約書には書かれていますが、この「原状回復」とは、入居時の状態に戻すということではなく、借主の故意や過失によって生じた損耗や傷などを復旧することをいいます。経年変化による自然損耗や通常の使用による損耗などは、原則として貸主(大家)の負担です。

また、特約で借主負担と書かれていても、特約がすべて有効と認められるわけではなく、一定の要件が必要とされています。

相談者には不動産業者に修理代の明細を求めた上で、東京都の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」に沿って話し合うようにアドバイスしました。

※東京都の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」は、法律上の原則や判例を基に、原状回復や特約について詳しく解説しています。簡単なパンフレットが消費生活センターにありますので、利用してください。

◆トラブル回避のポイント◆

- * 契約する前に、特約などの内容を理解し、確認しましょう。
- * 入居時、退去時に、傷や汚れなどの気になる部分は写真を撮っておきましょう。

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

教えて!
消費生活センター
 賃貸アパートの敷金が返金されないのだけれど...

**困ったら、
まず 消費生活
センターへ**